

ふじみ野市電気自動車等用充電設備の使用に関する要領

平成28年3月14日決裁

改正 平成30年2月16日決裁

改正 令和5年5月12日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、ふじみ野市が所有する電気自動車等用充電設備（以下「充電設備」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 充電設備の設置場所は、ふじみ野市役所第2庁舎北側とする。

(使用時間等)

第3条 使用できる充電設備及び使用時間は、次の表のとおりとする。

充電設備	使用時間
急速充電器 1基	午前0時から午後12時までとする（1回の使用時間は最長30分間とする。）。
普通充電器 1基	庁用車に限り使用可能とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、充電設備の使用時間等を変更し、又は使用を制限することができる。

(使用手続)

第4条 急速充電器を使用しようとする者は、合同会社日本充電サービスの提供する充電インフラネットワークサービス又は株式会社エネゲートの提供するエコQ電システム（以下、「認証サービス」という。）に基づいた手続を執らなければならない。

(料金)

第5条 急速充電器の使用料金は、認証サービスに準拠するものとする。

(対象車両)

第6条 充電設備を使用できる車両は、有効な自動車検査証を備えた電気自動車及びプラグインハイブリッド車とする。

(遵守事項)

第7条 充電設備の使用者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第4条に規定する使用手続を行わずに充電設備を操作しないこと。
- (2) 充電設備を使用する際は、専用駐車区画に駐車すること。
- (3) 充電完了後は、速やかに専用駐車区画から移動させること。
- (4) 充電設備等を破損し、又は故障させる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 使用者は、充電設備を破損し、又は故障させた場合は、その損害を賠償

しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。